



平成29年 5月 12日

各位

会社名 中外炉工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 西本 雄二
コード番号 1964 (東証第一部)
問合せ先 常務取締役業務本部長 南場 賢一郎
(TEL. 06-6221-1251)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を平成29年6月22日開催予定の第75期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)平成29年6月22日開催予定の第75期定時株主総会で「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、現行定款第6条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合(10分の1)に合わせ、2億5千万株から2千5百万株に変更するものであります。
- (2)全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応して当社株式の売買単位を100株とするため、平成29年6月22日開催予定の第75期定時株主総会で「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、現行定款第8条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (3)取締役会をより柔軟に運用できるよう、招集権者および議長を、現行の代表取締役から予め取締役会において定めた取締役に変更するためであります。
- (4)上記(1)および(2)の変更の効力は、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は株式併合の効力発生日の経過をもってこれを削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙に記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日	平成29年6月22日(予定)
(定款第6条および第8条の変更の効力発生日)	平成29年10月1日)

4. その他

本日別途、「株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

別紙（変更の内容）

（下線部分は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p>
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>2億5千万株</u>とする</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>2千5百万株</u>とする</p>
<p>第7条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする</p>	<p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする</p>
<p>第9条～第20条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第20条 (現行どおり)</p>
<p>第21条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる</p>	<p>第21条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる</p>
<p><u>②代表取締役が複数ある場合は、議長を務める代表取締役を取締役会において定める</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>③議長となる代表取締役に事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる</u></p>	<p><u>②当該取締役に事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる</u></p>
<p>第22条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第22条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月22日開催の第75期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p>

以上